

Topics

トピックス



町民交流ワールドカフェの開催について

～町長が参加し、町の将来像について町民の方と直接対話・交流します～

第6次鳩山町総合計画のめざす将来像の実現のため、町民の皆さまの鳩山町に対する思いや将来のありたい姿について、町民交流のワールドカフェ方式で意見交換を実施します。

■参加費 無料

■参加対象 町内に在住・在勤・在学の方

■申込 2月2日（月）～3月11日（水）

①、②のいずれかの方法でお申し込みください

①インターネット 右記二次元コードから

②電話 役場政策財政課

☎ 296-1212



開催日時	会場	テーマ
3月15日（日） 午前10時～11時30分 (受付開始：午前9時30分)	今宿コミュニティセンター 集会室ホール	鳩山町の子育て支援、 学校教育について
3月15日（日） 午後1時～2時30分 (受付開始：午後0時30分)	泉井交流体験エリア	
3月17日（火） 午前10時～11時30分 (受付開始：午前9時30分)	鳩山町ふれあいセンター 301～304会議室	鳩山町の防災・防犯に強い まちづくりについて

物価高対策

物価高対応子育て応援手当を支給します



国の補正予算成立を受け、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、0歳から高校3年生年代までの児童手当支給対象児童1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。支給時期等の詳細が決まり次第、町ホームページ等で随時お知らせします。

■支給対象者

次の①～⑤のいずれかに該当する方

①令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給を鳩山町から受けている方【申請不要】

※令和8年2月中旬頃に通知を発送する予定です。

②令和7年9月分の児童手当を所属庁から受給し、基準日（令和7年9月30日）時点で鳩山町に住民登録がある公務員【要申請】

③基準日（令和7年9月30日）の翌日から令和8年3月31日までに生まれた児童を養育する鳩山町在住の父母等【要申請】

④①に該当する方の配偶者であって、基準日（令和7年9月30日）の翌日以後令和8年3月31日までに離婚（調停中を含む。）により新たに児童手当の受給者となった方【要申請】

⑤①～④に該当しない方のうち、令和7年9月分を受給する資格があったと見込まれる人【要申請】

※その他給付金の制度概要については、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 277-7527

「第2次鳩山町水道ビジョン・経営戦略（案）」、「第4次鳩山町生活排水処理基本計画（案）」、「鳩山町下水道事業経営戦略（案）」に関する意見を募集します

町では、町民の皆さんのご意見等を計画に反映させるため、計画の案の段階からご意見を募集します。寄せられたご意見などを踏まえて鳩山町水道事業審議会で検討するなど、計画の改訂を進めます。

■閲覧・貸出先 役場上下水道課、町立図書館、役場東出張所の各窓口及び町ホームページ

■対象者 町内に在住・在勤・在学の方、その他本計画案に利害関係を有する方

■募集方法 意見等を文書（パブリックコメント意見書、または任意様式）にまとめ、直接持参（各施設の閉庁日を除く）、郵送（期限内必着）、メールまたはFAXでご提出ください。任意の様式にて、名前、住所（在勤・

在学の場合はその名称と所在地）、電話番号、利害関係を有する場合は、その内容を明記してください。

※意見に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。なお、個別の回答はしませんのでご了承ください。

■募集期間 2月2日（月）～3月3日（火）

■問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16

鳩山町役場上下水道課

☎ 296-1228 FAX298-1059

メール h170@town.hatoyama.lg.jp

※詳細は、町ホームページをご覧ください。

第12次鳩山町交通安全計画（案）に関する意見を募集します

町では、令和7年7月に交通事故ゼロ6000日間継続という節目を迎えました。

しかし、交通事故自体は町内の各所で発生しており、今後も一層の交通環境の整備と交通安全思想の普及に取り組む等、本町における交通事故の特徴に応じた総合的な防止対策を講じる必要があります。

そこで、町では交通安全に関する施策の基本的な指針として、「第12次鳩山町交通安全計画」の策定を進めており、町民の皆さまの意見等を計画に反映させるため、当計画案に関する意見等を募集します。

■閲覧・貸出先 役場地域創生環境課、町立図書館、役場東出張所の各窓口及び町ホームページ

■対象者 町内に在住・在勤・在学の方、その他本計画案に利害関係を有する方

マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯（午前中のみ）とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっていますので、来庁時には職

■募集方法 意見等を文書（パブリックコメント意見書、または任意様式）にまとめ、役場地域創生環境課宛てに、直接持参（閉庁日を除く）、郵送（期限内必着）、メールまたはFAXでご提出ください。任意の様式にて、名前、住所（在勤・在学の場合はその名称と所在地）、電話番号、利害関係を有する場合は、その内容を明記してください。

※意見に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。なお、個別の回答はしませんのでご了承ください。

■募集期間 2月2日（月）～3月2日（月）

■問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16

鳩山町役場地域創生環境課

☎ 296-5894 FAX 296-2594

メール h230@town.hatoyama.lg.jp

「鳩山町地域防災計画（案）」に関する意見を募集します

町では、町民の皆さんのご意見等を計画に反映させるため、計画の案の段階からご意見を募集します。寄せられたご意見などを踏まえて、最終的な計画づくりを進めます。

■閲覧・貸出先 役場総務課、町立図書館、役場東出張所の各窓口及び町ホームページ

■対象者 町内に在住・在勤・在学の方、その他本計画案に利害関係を有する方

■募集方法 意見等を文書（パブリックコメント意見書、または任意様式）にまとめ、直接持参（各施設の閉庁日を除く）、郵送（期限内必着）、メールまたはFAXでご提出ください。任意の様式にて、名前、住所（在勤・

在学の場合はその名称と所在地）、電話番号、利害関係を有する場合は、その内容を明記してください。

※意見に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。なお、個別の回答はしませんのでご了承ください。

■募集期間 1月20日（火）～2月18日（水）

■問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16

鳩山町役場総務課、秘書・総務・検査担当

☎ 296-1214 FAX296-2594

メール h210@town.hatoyama.lg.jp

※詳細は、町ホームページをご覧ください。

町・県民税の申告受付と 所得税の申告相談日のお知らせ

■相談会場 役場3階305・306会議室

■受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

※令和7年分税の申告の詳細は、広報はとやま1月号をご覧ください。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892

日程	対象地区
2月16日（月）	石坂・鳩山団地
月17日（火）	松ヶ丘一・二丁目
18日（水）	松ヶ丘三・四丁目
19日（木）	楓ヶ丘一・二丁目
20日（金）	楓ヶ丘三・四丁目
24日（火）	鳩ヶ丘一・二丁目
25日（水）	鳩ヶ丘三～五丁目
26日（木）	大橋・奥田
27日（金）	須江・竹本
3月2日（月）	泉井・高野倉
3日（火）	熊井
4日（水）	小用
5日（木）	大豆戸
6日（金）	赤沼
9日（月）	今宿
10日（火）	～13日（金）、上記で都合のつかない方
16日（月）	

※お住まいの対象地区で都合がつかない方は、3月10日（火）以降の日程をご利用ください。

確定申告は
e-Tax・スマホ申告が便利です

確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を用いたe-Taxをご利用ください。

マイナポータルとe-Taxを連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費の領収証や寄附金受領証明書などを1枚ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

《令和7年分確定申告に関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。



▲確定申告書等
作成コーナー



▲マイナポータル
連携

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ》
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

☎ 0570-01-5901

【受付】月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）

ふるさと納税

2025年の寄附状況をご報告します

町では、財源確保・地方創生の一環で、ふるさと納税の返礼品制度を実施しています。2025年(1月～12月)は、全国から延べ456件、総額10,393,000円のご寄附をいただきました。

都道府県	件数	金額	割合
北海道	9件	152,000円	1.5%
青森県	3件	79,000円	0.8%
岩手県	2件	54,000円	0.5%
宮城県	2件	30,000円	0.3%
秋田県	1件	15,000円	0.1%
山形県	1件	39,000円	0.4%
福島県	3件	55,000円	0.5%
茨城県	1件	15,000円	0.1%
栃木県	1件	50,000円	0.5%
群馬県	3件	41,000円	0.4%
埼玉県	171件	3,934,000円	37.9%
千葉県	13件	256,000円	2.5%
東京都	115件	3,052,000円	29.4%
神奈川県	44件	927,000円	8.9%
山梨県	0件	0円	0.0%
長野県	1件	20,000円	0.2%
新潟県	2件	45,000円	0.4%
富山県	0件	0円	0.0%
石川県	2件	26,000円	0.3%
福井県	1件	15,000円	0.1%
岐阜県	2件	30,000円	0.3%
静岡県	3件	67,000円	0.6%
愛知県	18件	358,000円	3.4%
三重県	2件	41,000円	0.4%
合計		456件 10,393,000円	100%

お寄せいただいた寄附金は、「まちづくり応援基金」に積み立てた後、寄附者の意向を踏まえ、町の各事業に活用させていただきます。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

都道府県	件数	金額	割合
滋賀県	1件	25,000円	0.2%
京都府	2件	30,000円	0.3%
大阪府	22件	454,000円	4.4%
兵庫県	12件	214,000円	2.1%
奈良県	1件	15,000円	0.4%
和歌山県	2件	37,000円	0.4%
鳥取県	0件	0円	0.0%
島根県	0件	0円	0.0%
岡山県	2件	30,000円	0.3%
広島県	2件	38,000円	0.4%
山口県	1件	19,000円	0.2%
徳島県	0件	0円	0.0%
香川県	0件	0円	0.0%
愛媛県	1件	15,000円	0.1%
高知県	0件	0円	0.0%
福岡県	5件	107,000円	1.0%
佐賀県	0件	0円	0.0%
長崎県	2件	30,000円	0.3%
熊本県	2件	40,000円	0.4%
大分県	1件	38,000円	0.4%
宮崎県	0件	0円	0.0%
鹿児島県	0件	0円	0.0%
沖縄県	0件	0円	0.0%
合計		456件 10,393,000円	100%

※割合は、表示単位未満を四捨五入したため、個々に積み上げた数値と合計は必ずしも一致していません。



役場町民健康課

令和8年度会計年度任用職員を募集します

令和8年度の会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは1年度内(4月1日～翌3月31日)を任期として勤務していただく非常勤の職員です。

■募集職種・人数 一般事務 1人

■仕事内容 住民票等及びマイナンバーカードの発行業務、パソコンを使用したデータ入力、書類整理等

■必要な資格等 普通自動車運転免許、パソコンで基本操作ができる方。

■任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

- 勤務形態 週5日 午前8時30分～午後5時15分
- 給料・保険等 時給1,184円～、賞与あり、規定の範囲で通勤手当を支給、雇用保険・社会保険・労災保険等加入
- 選考方法 書類選考、面接など
- 申込期間 1月13日(火)～2月20日(金)
- 申込方法 申込書(町所定の様式をホームページからダウンロード)を郵送、またはお持ちください。
- 申込・問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

埼玉県が示す標準保険税率を目指して

令和8年度国民健康保険税の税率を改定します

国民健康保険は、他の健康保険制度と比較して「加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準の低い加入者が多い」という構造的な課題から、全国的に財政運営が厳しい状況です。

国は、こうした状況を改善し将来にわたって制度を維持するため、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体としました。

このことに伴い、埼玉県では「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、「県内どこに住んでいても、世帯構成や

所得が同じであれば、保険税額が同じになる」という保険税水準の県内統一に向けた取り組みを進めています。

このため県内すべての市町村は、令和9年度までに県が提示する「標準保険税率」と同じ税率を設定する必要があります。鳩山町では令和8年度及び令和9年度に税率改定を行い、2段階で標準保険税率に設定したいと考えております。

国民健康保険に加入している皆さまには負担増をお願いすることになりますが、制度の安定的な運営のためご理解をいただきますようお願いします。

■令和8年度の保険税率・課税限度額

区分	課税内訳	令和7年度	令和8年度	差	標準保険税率(令和8年度)※
医療保険分	所得割税率	6.8%	7.7%	+0.9%	8.15%
	均等割額(1人)	30,000円	39,600円	+9,600円	49,546円
	課税限度額(1世帯)	65万円	66万円	+1万円	—
後期高齢者支援金分	所得割税率	1.6%	2.4%	+0.8%	2.85%
	均等割額(1人)	12,000円	15,000円	+3,000円	17,201円
介護保険分(40歳～64歳)	所得割税率	1.4%	2.2%	+0.8%	2.46%
	均等割額(1人)	14,000円	16,800円	+2,800円	17,425円
	課税限度額(1世帯)	17万円	17万円	±0円	—

※埼玉県から示された、令和8年度の鳩山町の標準保険税率。

■モデルケースごとの年間保険課税(試算)

1人世帯(45歳単身)
給与所得200万円
介護保険分あり

2人世帯(70歳夫婦)
世帯主:年金所得100万円
配偶者:年金所得0円
介護保険分なし
※所得に応じた均等割額減免あり

4人世帯(45歳夫婦と14歳、10歳の子)
世帯主:給与所得300万円
配偶者:給与所得25万円
介護保険分あり(夫婦)

令和7年度	209,700円
令和8年度	264,300円
差額	+54,600円

令和7年度	89,800円
令和8年度	112,000円
差額	+22,200円

令和7年度	363,700円
令和8年度	458,700円
差額	+95,000円

国民健康保険加入者の皆さまへ

国民健康保険加入者をはじめ町民の皆さまには、健康づくりに対する高い意識のもと積極的な取組をいただいております。町としましても、保健事業の推進による医療費の削減等、国保制度の安定的な運営に向けて今後も努力してまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いします。

この制度改革を機に、お勤め先の社会保険への加入やご家族の扶養への切替えが可能かなど、世帯の状況に最適な保険制度について、改めてご確認をお願いします。

働き方の選択により加入する保険制度に変更が生じた場合、世帯全体の負担が抑えられる場合やより手厚い保

障等が受けられる場合もあります。ご不安な点や影響については社会保険労務士などの専門家、または役場担当窓口までお早めにご相談ください。

なお、鳩山町が独自に実施している「18歳以下のお子様に係る均等割額の減免措置」は、埼玉県内の保険税水準の統一に伴いまして、令和8年度末をもって終了となります。(実施期間:令和5年度～令和8年度)

■問合せ 保険制度に関するご質問:役場町民健康課 ☎ 296-5891
国保税に関するご質問:役場税務会計課 ☎ 296-5892

